

G20 諸国の大半において、生物多様性条約 COP15 でのコミットメントにかかわらず、 自然関連の情報開示に関する政策は不十分

- ▼ グローバルな環境情報開示プラットフォームを運営する CDP によると、企業の自然関連の情報開示に関する規制は著しく遅れている。
- ▼ G20 メンバー¹の大半が、気候関連の情報開示に関する要求事項を導入しているか、導入の過程にある一方で、水関連の情報開示に関する要求事項を導入しているのは 40%にあたる 8 か国に過ぎない。
- ▼ 企業に生物多様性関連のデータの報告義務を課しているのは、ブラジル、EU、インドネシアのみである。
- ▼ これは、COP15 において、19 の G20 メンバーを含む 193 の政府が、遅くとも 2030 年までに企業や金融機関に生物多様性に係るリスク、依存及び影響の開示を義務付けると約束したにもかかわらず、である。
- ▼ G20 は首脳会合において、自然関連の情報開示に関する確固とした政策を約束することで、リーダーシップを発揮しなければならない。
気候関連の情報開示に関する規制は、G20 では今や標準化され、首脳会合が開催されるインドを含む、G20 メンバーの半数以上が導入している。

2023年9月5日、ロンドン

企業、金融機関、自治体を対象としたグローバルな環境情報開示システムを運営する [CDP の新しい調査](#)によると、G20 メンバーの大半は、自然関連の企業情報開示について、まだ限定的であるか、あるいは全く政策を策定していません。

これは、生物多様性条約 COP15 において、G20 に加盟する 19 か国を含む国々が、昆明・モントリオール生物多様性枠組のターゲット 15 を通じて、遅くとも 2030 年までに企業や金融機関が生物多様性に関するリスク、依存及び影響を開示することが約束されたにもかかわらず、です。

しかし、その期限まであと 6 年余りとなった今、生物多様性に関連する開示要求事項を導入済み、または導入過程にあるのは、ブラジル、EU、インドネシアだけであることが CDP の調査で明らかになりました。水関連の開示要求事項については、導入がより進んでいますが、それでも G20 の 40% (8 か国) しか関連制度を導入していません²。

CDP ポリシーエンゲージメント・渉外担当グローバルディレクターのピエトロ・ベルタッツィは、「近年、気候関連の財務情報開示の義務化に向けた大きな動きが様々な国・地域で見られる一方で、自然関連の情報開示については、ほとんどの G20 の政策立案者が野心を欠いているのを目の当たりにし、失望しています。」と述べています。「科学に疑いの余地はありません。気候変動と自然は一緒に取り組まなければならない、実体経済のアクターによる自然に関する行動や

データの欠如は、深刻な影響をもたらします。今週末、私たちはG20メンバーに対し、自然関連の情報開示に関する確固とした政策にコミットすることで、昆明・モンリオール生物多様性枠組のターゲット15の実施についてリーダーシップを発揮するよう求めます。」

各国政府と規制局が最も確固でインパクトのある政策を策定することを支援するため、CDPは質の高い情報開示義務化（HQMD: High-Quality Mandatory Disclosure）のための10原則を策定し、G20各国規制当局にその採用を求めています。これらの原則は、環境に対する総合的なアプローチの欠如、対象企業の絞り込み、移行計画の盛り込みなど、政策立案者が、現行の規制における主なギャップに対処する際の手助けとなります。CDPの質の高い情報開示義務化のための原則は、WWF、Business for Nature、ClientEarth、国際金融公社（IFC）などの組織との協議の上、共同で作成されました³。

Business for NatureのCEOであるエヴァ・ザビーは、「情報開示の義務化は、パリ協定と昆明・モンリオール生物多様性枠組を実現するために不可欠です」と述べています。「ますます多くの企業や投資家が、公平な競争の場を作り出し、サステナブルな慣行を支援するために、十分な情報に基づいたビジネスや投資の意思決定を促すための戦略的手段として、情報開示の義務化を求めています。これまで以上に、企業と政府は結束してCDPの質の高い情報開示義務化のための原則を実現し、ネットゼロかつネイチャーポジティブで、公平な世界経済を何世代にもわたって維持していかなければなりません。」

CDPのデータは、包括的な情報開示義務化の必要性を示しています。2022年にCDPを通じて気候変動に関するデータを開示した企業は世界で18,700社を超えましたが、生物多様性に関する情報を開示した企業はその半数以下の8,700社、水セキュリティに関する情報を開示した企業は4,000社弱にとどまっています。COP15開催前には、400以上の企業や金融機関が自然に関する情報開示義務化を求めています⁴。

CDPは、気候変動に関する財務情報開示に関する規制は、G20全体で急速に標準化されつつあることを明らかにしましたが、G20の国・地域によっては、その適用範囲にまだ不十分な点があり、スコープ3排出や科学に基づく信頼できる移行計画など、企業のネットゼロ達成に向けた重要な側面が十分に考慮されていない規制もあります。

IFCのコーポレート・ガバナンス/ESGアドバイザー、ナレッジ、ラーニング担当グローバルマネジャー、マルティーン・ヴァルサインは、「IFCは、ESG報告義務化ガイドラインの策定を支援するため、CDPが質の高い情報開示義務化のための原則を策定したことを称賛します。これらの原則は、特にIFCが活動を展開する新興市場において、環境危機に対処するための良いテコとなり、堅固で比較可能なESGデータを求める市場のニーズや投資家の需要に応え、持続可能性と気候変動に関する情報開示基準の水準を引き上げるものです」と述べています。

以上

本件に関するお問い合わせ：

日本：CDP Worldwide-Japan 広報担当 | press.japan@cdp.net

ロンドン本部：Éilis O'Connell | eilis.oconnell@cdp.net

注：

[1] G20 メンバー国のフランス、ドイツ、イタリアを含むすべての EU 企業は、EU の企業サステナビリティ報告指令 (CSRS) の対象となるため、これら 3 か国は個別にはではなく、EU 全体の方針の下で分析が行われました。

[2] CDP は、G20+諸国における気候変動、生物多様性、水関連の情報開示要件事項を評価できる、インタラクティブマップを開発しました。これには、G20 メンバーに加え、シンガポール、香港、スイスが含まれます。

[3] 質の高い情報開示義務化のための原則の策定にあたって、CDP は、Business for Nature、Ceres、ClientEarth、Climate & Company、China Water Risk、eftec、欧州気候基金 (European Climate Foundation)、GRI、IFS 北京、国際金融公社 (International Finance Corporation)、Minderoo Foundation、オックスフォード大学、Pew Charitable Trusts の代表者で構成される運営委員会を招集しました。

[4] Business for Nature の [Make It Mandatory](#) キャンペーンを通じ、Capitals Coalition および CDP とともに、総収益 2 兆ドル以上、52 か国より 400 以上の企業や金融機関が、COP15 において自然関連の情報開示を義務化するよう各国政府に要請しました。

CDP について：

CDP は、企業や自治体の環境情報開示のための世界的なシステムを有する国際的な非営利団体です。2000 年の設立以来、CDP は 130 兆米ドル以上の資産を保有する 740 を超える署名金融機関と協働し、企業が環境影響を開示し、温室効果ガスを削減し、水資源や森林を保護することを促進する取組みを先導してきました。

2022 年には、世界の時価総額の半分に相当する 18,700 社以上、そして 1,100 以上の自治体を含む、世界中の約 20,000 の組織が CDP の質問書を通じて環境情報を開示しました。CDP は TCFD に完全に準拠した質問書に基づく世界最大の環境データベースを有し、CDP スコアはネットゼロ目標、持続可能でレジリエント (強靱) な経済を構築するために投資や調達意思決定に広く活用されています。

CDP は、科学に基づく目標設定イニシアチブ (SBTi)、We Mean Business 連合、The Investor Agenda (機関投資家の気候変動対策推進イニシアチブ)、NZAMI (ネットゼロ・アセットマネジャーズ・イニシアチブ: Net Zero Asset Managers Initiative) の創設メンバーです。

詳しくは www.cdp.net にアクセス、もしくは @CDP の X (旧ツイッター) のフォローをお願いします。